

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

目次

保安林の解除予定	八三	不換地の事前指定	八三
漁船保険付保義務発生のための同意の認定	八三	地域森林計画の案の縦覧	八四
特定施設の設置許可申請	八三	地域森林計画の変更案の縦覧	八四
宅地建物取引業者の業務の全部停止	八四	大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧	八四
県営土地改良事業換地計画における	八四	大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧	八五
		人事委員会	
		職員団体の解散の届出	八五

告示

●岡山県告示第六百二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成十七年十一月十五日

岡山県知事 石井正弘

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市芳賀一六九一の三一、一六九三の三二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

●岡山県告示第六百二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めた。
平成十七年十一月十五日

岡山県知事 石井正弘

加入区の名称 田之浦吹上加入区

西大寺加入区

●岡山県告示第六百二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十一月十五日

岡山県知事 石井正弘

その1

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 岡山レジャー開発株式会社

住所 真庭市豊栄1572番地

氏名 代表取締役 上埜 浩子

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 八景

所在地 真庭市豊栄1572番地

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設
種類	66の2ーハ 入浴施設
能力	900ℓ×1基
工事着手予定年月日	平成18年1月5日
工事完成予定年月日	平成18年2月28日
使用開始予定年月日	平成18年3月1日
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続1時間/日
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の値及び最大の値	区分
	水量 (m ³ /日)
	PH
	BOD (mg/ℓ)
	COD (mg/ℓ)
	SS (mg/ℓ)
	油分 (mg/ℓ)
	T-N (mg/ℓ)
	T-P (mg/ℓ)
	通常
	最大
	1.02
	5.8～8.6
	20
	40
	10
	20
	3
	10
	1
	2

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 66の2ーハ入浴施設1基の設置に伴い、同種の施設を1基廃止する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし。

(5) 排水口に関する事項

排水口番号		排水口№1				排水口№2	
区分	分	変更前		変更後		変更なし	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	167.53	207.9	167.39	207.73	15.57	18.7
P H		5.8~8.6	5.8~8.6	同 左		5.8~8.6	5.8~8.6
B O D	(mg/ℓ)	100	150			25	50
C O D	(mg/ℓ)	55	100			11	50
S S	(mg/ℓ)	60	100			13	30
油 分	(mg/ℓ)	15	25			3	5
T - N	(mg/ℓ)	23	40			10	20
T - P	(mg/ℓ)	2.3	4			1	2
大腸菌 群数	(個/ cm^2)	3,000以下				3,000以下	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成17年11月15日から平成17年12月6日まで

(2) 場 所 岡山県生活環境部環境管理課及び真庭市役所

その2

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社三社電機製作所

住 所 大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号

氏 名 取締役社長 四方 邦夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社三社電機製作所岡山工場

所在地 勝田郡奈義町柿1741

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設	設	
種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 5基 (No. A38, A39, A40, A41, A42)		
能 力	A38, A39, A40, A41, A42: ウエーハ処理6万枚/月		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の汚染状態及び最大の値並びに通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	44	46
	P H	2～3	2～3
	BOD (mg/ℓ)	50	100
	COD (mg/ℓ)	50	100
	S S (mg/ℓ)	3	4
	油 分 (mg/ℓ)	2	4
	T-N (mg/ℓ)	144	200
	T-P (mg/ℓ)	11	21
	大腸菌 (個/cm ³)	—	—
	ふっ素 (mg/ℓ)	50	100

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 水量は、65酸又はアルカリによる表面処理施設の合計水量である。
3 65酸又はアルカリによる表面処理施設5基の設置に伴い、同種の施設を8基廃止する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし。
(5) 排水口に関する事項
変更なし。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成17年11月15日から平成17年12月6日まで
(2) 場 所 岡山県生活環境部環境管理課及び奈義町役場

公 告

〔六七〕 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項第二号の規定により、同法第二条第二号の規定による業務の全部の停止を次のとおり命じた。

平成十七年十一月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

業務の全部の停止を命じた宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号	代表者氏名	事務所の所在地	業務の全部停止期間
(5) 株式会社ひのき住宅 第三二六四号	太田 壮一	倉敷市笹沖一〇三番地の一	平成十七年十一月二十一日から平成十八年一月二十一日まで
(6) 株式会社岡山住宅情報センター 第三〇一五号	山田恵一郎	倉敷市四十瀬三三一番地の七	平成十七年十一月二十一日から平成十七年十二月二十一日まで

〔六八〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十二条の二の三第一項の規定により、県営土地改良事業換地計画において換地を定めない土地を次のとおり指定した。

平成十七年十一月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 地区名 牛文沖地区
二 指定年月日 平成十七年十一月四日
三 換地を定めない土地

平成十七年十一月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 シネマタウン岡南

所在地 岡山市築港新町一丁目五番一二二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三番一六号

3 代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三番一六号

4 代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年七月五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千五百五十平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 千九百一台

(2) 駐輪場の収容台数 三百二十六台

(3) 荷さばき施設の面積 九十七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 八十四・九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで（ただし、地上三階、地上四階、新規四階及び新規屋上駐車場は午前八時三十分から午前〇時三十分まで）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 十八箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後八時まで

二 届出年月日
平成十七年十一月四日

三 縦覧の期間及び場所
縦覧の期間
平成十七年十一月十五日から平成十八年三月十五日まで

1 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課

2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課

〔六五三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。
平成十七年十一月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタータイム玉島店

所在地 倉敷市玉島爪崎字鋤崎五丁目一〇五七番地一ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見
意見なし

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間
平成十七年十一月十五日から平成十七年十二月十五日まで

2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタータイム児島店

所在地 倉敷市児島小川町三六八一番地一ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見
意見なし

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間
平成十七年十一月十五日から平成十七年十二月十五日まで

2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

人事委員会

●岡山県人事委員会公示第十八号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第十項の規定により、次の職員団体から解散の届出があった。
平成十七年十一月十五日

職員団体の名称
岡山県人事委員会委員長 杉 田 淳 子
解散の日

北房町職員組合
落合町職員労働組合

平成十七年四月二十七日
”
”